○上越教育大学第一種奨学金返還免除候補者選考基準（抜粋）

（平成17年３月10日学長裁定）

最終改正 令和７年３月28日

1　上越教育大学第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）は、第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦すべき者の選考について、次の表に掲げる項目に基づき、候補者が所属する専攻・コースの教育研究活動等の特性に配慮しつつ、総合的に評価して行うものとする。

号	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に定める業績の種類	機構が定める評価基準	大学院における教育研究活動等に関する業績 学内業績	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績 学外業績
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	当該論文等の内容が特に優れていると認め、候補者の指導教員又はアドバイザーが推薦し、委員会が認めた場合	当該論文等について、学会での発表、学術雑誌に掲載又は表彰等、高い評価を受けたと委員会が認めた場合
2	大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が特に優れていると認め、候補者の指導教員又はアドバイザーが推薦し、委員会が認めた場合	特定の課題についての研究の成果及び試験の結果について高い評価を受けたと委員会が認めた場合
3	著書、データベースその他の著作物（前２号に掲げるものを除く）	前２号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること		学位論文等の他、専攻分野に関連した著書、データベース,教材、その他の著作物等について、社会的に高い評価を受けたと委員会が認めた場合
4	発明	特許・実用新案等優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること		特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を受けたと委員会が認めた

				場合
5	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	講義・演習等の成果として、特に優れた専門的知識や研究能力を修得したと委員会が認めた場合	
6	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学内での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認め、候補者の指導教員又はアドバイザーが推薦し、委員会が認めた場合	ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ高い評価を受けたと委員会が認めた場合
7	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること		教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等、特に優れた業績を挙げたと委員会が認めた場合
8	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること		教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等での入賞等、特に優れた業績を挙げたと委員会が認めた場合
9	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究実績であると評価されること		教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受けたと委員会が認めた場合